

衣川台自治会規約

施行 昭和 60 年 9 月 29 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 3 月 1 日

改正 平成 26 年 3 月 1 日

改正 平成 28 年 3 月 1 日

第一章 総 則

第1条 本会は、衣川台自治会と称する。

第2条 本会の事務所は南自治会館内に置く。

第3条 会員の種類及び資格は次の通りとし、会に承認された者により組織される。

1. 会員は、衣川二丁目（衣川台）に居住する者または、衣川二丁目（衣川台）に建物を有し本会が認めた者。
2. 上記第一項に準ずるもので、短期的な居住者及び事業所等を営む者は特別会員とする。
3. 衣川台に土地・建物を有するなど、居住しない者は準会員とする。
4. 本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。
5. 特別会員及び準会員、賛助会員は、総会の議決権を有しない。

第4条 会員及び特別会員は、総会において別に定める本会の活動に必要な自治会費等を納入しなければならない。

第5条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、居住環境の保全、改善及び会員の福祉を図ることを目的とする。

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の融和、親睦を促進する事業。
2. 環境・衛生の向上に関する事業。
3. 会員の福利・厚生に関する事業。
4. 会員や地域の安全・防犯・防災に関する事業。
5. 共有施設等の管理運営に関する事業。
6. その他本会の目的達成に必要な事業。

第二章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 3 名
3. 会 計 1 名
4. 幹 事 第9条1号に基づく数。
5. 会 計 監 査 1 名

但し、仰木の里自治連合会及び各団体向けに、専任の特別役員を置くことができる。

第8条 役員の任務は、それぞれ次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会の事務を総括する。
2. 会長に事故あるときは、第4号に定める副会長がその任務を代行する。但し、事故の期間が6ヶ月を越えると認められるときは、補欠を選出するものとする。
3. 副会長は、会長を補佐するとともに、第20条に定める部の部長となり、その業務を遂行するものとする。

4. 副会長は、会長に事故ある場合に会長代行者となる筆頭副会長をあらかじめ互選するものとする。
5. 会計は、本会の経理を行う。
6. 幹事は、本会の運営に参画するとともに、第 21 条に定める部の部員となり、その業務を遂行するものとする。
7. 会計監査は本会の経理を監査する。
8. 役員は、仰木の里自治連合会、衣川台自主防災部等の自治会活動に必要な関係団体及び連携(連繋)機関の要請に応じ、役員会の承認及び任命を受け、自治会役務と合わせて、それら関係団体及び連携(連繋)機関への出向及びその役務を担うものとする。

第 9 条 会長、副会長、会計及び会計監査の選出は次のとおりとする。

1. あらかじめ定められた順番によって組長を選出する。組長が幹事に就任する。
2. 幹事は会議を開き、第 7 条に定める役員の候補を選出する。
3. 会長、副会長、会計の候補は、全会員の中から選び内諾を得て総会に推薦する。候補が得がたい場合は、幹事会は責任をもって互選を行い、総会に候補を推薦しなければならない。
4. 幹事の中から役員候補が推薦されたときは、当該組長は、順番の次の者が組長幹事に就任する。
5. 会計監査の候補は、幹事以外から選出し、内諾を得て総会に推薦する。
6. 幹事以外の役員は総会において決定する。

第 10 条 役員任期は、1 年（通常総会から次の通常総会とする）とし、再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

第 11 条 役員は無報酬とする。

第三章 会 議

第 12 条 本会の会議は、総会、役員会、三役会、部会とする。

第 13 条 総会は本会の最高決議機関で、全会員で構成し毎年 3 月に会長が召集する。必要なときは会長は臨時総会を招集することが出来る。総会の議長団は出席会員のうちから選出する。

第 14 条 総会の審議事項はつぎのとおりとする。

1. 事業及び会務報告
2. 予算及び決算の承認
3. 役員（幹事を除く）の選任
4. 自治会費の額の決定
5. 共有施設等特別会計における 1 件の調達価格が 20 万円以上支出
6. 規約の改正
7. その他運営上必要と認められた事項。

第 15 条 総会は議決権を有する会員の過半数（委任状による出席を含む）の出席により成立し、議決は出席決議者の過半数による。総会の議決権は、会員 1 人（1 世帯）1 票とする。

第 16 条 役員会は、会長、副会長、会計及び幹事をもって構成する。ただし会務を行う上で必要があると認めるときは、会長は役員会の承認を得て、第 7 条の特別役員および第 23 条に定める専門委員の出席を求めることができる。

第 17 条 役員会は次のとおりとする。

1. 原則として月 1 回定例会を開催する。
2. 役員会は会長が招集する。
3. 役員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事の決定は、出席者の過半数の賛成による。但し賛否同数のときは、議長の採決による。

第18条 役員の審議事項は次のとおりとする。

1. 総会議案。
2. 会務執行状況。
3. その他役員会で審議を必要とする事項。

第19条 会長、副会長、会計は三役会をもち、本会の常務に必要な事項を審議し執行する。

第20条 部会は、各部の業務の円滑な遂行のため、各部単位で開催する。

第四章 事業の執行

第21条 第6条に定める事業を執行するため、次の部を置く。

1. 総務部 ……………総務、広報、福利、厚生、資産管理
2. 環境保全部 ……………環境、衛生、防犯、交通、安全
3. 文化体育事業部 ……文化、体育

第22条 前条に定める各部は、毎年3月にその年度の事業計画を策定し、総会の承認を受けなければならない。ただし、特別の事情が生じて、計画外の事業を行うことを妨げるものではない。

第五章 専門委員

第23条 本会の会務を行う上で必要があると認めるときは、会長は役員会の承認を得て、複数の専門委員を委嘱することが出来る。

第24条 専門委員は委嘱事項の状況を随時会長に報告するものとする。

第六章 会計

第25条 本会の会計は次のとおりとする。

1. 第6条の事業のための支出は、自治会費、賛助会費、市報奨金、補助金、寄付金、その他の収入を充てる。
2. 衣川台自主防災部の運営に関する経費は、自治会より拠出する。
3. 本会の会計年度は3月1日から翌年2月末日までとする。

第七章 細則の制定

第26条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、規約の定め反しない範囲内で役員会において細則を制定することができる。

付 則

1. この規約は、昭和 60 年 9 月 29 日より施行する。
2. 一部改定。この規約は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
(第 2 条から第 26 条までの各条項、第 20 条追加、第八章を付則へ変更)
3. 一部改定。この規約は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。
(衣川台環境維持管理組合の解散に伴う変更及び、公共施設の名称を共有施設等に変更、共有施設等特別会計の追加等の変更)
4. 一部改定。この規約は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。
(第 14 条 5 項へ共有施設等特別会計の支出承認事項の追加(以下項繰り下げ)
5. 一部改定。この規約は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。
(第 3 条会員の種類及び資格の変更、第 4 条議決権を第 3 条に統合、新設第 4 条に自治会費等の支払い義務を追記、第 6 条自主防災活動等に関する事業を追加、第 8 条役員任務に、関係団体及び連携(連繫)機関への出向及びその役務を追加、第 25 条賛助会費追記、特別会員の自治会館維持管理費を免除の項目を削除・細則に転記)
6. 一部改定。この規約は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。
(自治会館維持管理費廃止に伴い第 14 条、第 25 条の自治会館維持管理費に関する記述削除)